

千葉市立病院（青葉病院・海浜病院）看護師等修学資金貸与 よくある質問

令和5年12月1日現在

【質問1】 千葉市立病院に就職しなかった場合はどうなりますか？

【回答1】 看護師養成施設を卒業後、引き続き千葉市立病院に就職し、看護師として勤務する意思があることを前提に貸与しているため、就職しなかった場合は貸与金の全額を返還していただきます。

なお、採用試験は、貸与を受けていない方と同一の採用試験になり、ご自身で申込み・受験する必要があります。

【質問2】 看護師国家試験に不合格となった場合はどうなりますか？

【回答2】 不合格となった時点で採用内定は取消しとなりますが、来年度も採用試験を受験する（千葉市立病院に就職する）意思がある場合、1年間は貸与金の返還を猶予します。

【質問3】 看護職員採用試験に不合格となった場合はどうなりますか？

【回答3】 看護師の免許取得後、直ちに千葉市立病院にて勤務することを前提に貸与しているため、全額を返還していただきます。

ただし、不合格となった同年度内に採用試験が再度実施される場合は、再受験することも可能です。その試験に合格し、職員として採用された場合は直ちに全額を返還する必要はありません。

（通常の条件どおり、貸与を受けた期間に相当する期間市立病院の業務に従事した場合、返還免除になります。）

【質問4】 千葉県の修学資金貸与制度又は日本学生支援機構の奨学金を借りていますが、千葉市の修学資金も借りられますか？

【回答4】 借りることができます。千葉県や日本学生支援機構の奨学金については就職する病院を特定していないため、併用は可能です。なお、その他に借りている奨学金があれば、本市の修学資金との併用が可能かを先方にご確認の上、申請してください。

【質問5】 連帯保証人はどんな人になることができますか？

【回答5】 貸与を受けるには下記の（1）から（3）をすべて満たす、2人の連帯保証人が必要となります。

（1）一人の連帯保証人ともう一方の連帯保証人が別居していて、それぞれが生計を立てる収入や所得、資産を有していること。

（2）貸与される予定総額相当分を返還できるだけの資力を有していること。

（3）個人市区町村民税を滞納していないこと。

【質問6】 連帯保証人に、例えば年金暮らしの祖母になることは可能ですか？

【回答6】 回答5の(1)から(3)を全て満たすのであれば可能です。

【質問7】 連帯保証人を変更する場合はどのようにしたらよいですか？

【回答7】 千葉市立病院看護師等修学資金貸与連帯保証人変更承認申請書(様式第8号)に必要事項を記入の上、提出してください。その際、新連帯保証人の印鑑登録証明書、個人市区町村民税の納税証明書及び所得証明書(納税証明書及び所得証明書については、4月から6月の申請の場合は前年度分、7月から3月の申請の場合は現年度分)を添付してください。

【質問8】 月額100,000円貸与を希望して申請し、選考から漏れた場合は、一切の貸与も受けることはできなくなりますか？

【回答8】 月額100,000円貸与の書類審査や面接選考から漏れた場合でも、月額50,000円貸与の申請者として審査を行い、貸与を決定します。

【質問9】 利息はかかりますか？

【回答9】 無利息で貸与します。

【質問10】 修学資金はいつ頃入金されますか？

【回答10】 4月分から9月分を4月に、10月分から翌年3月分を10月に、受取人の指定口座に入金します。

【質問11】 学校を退学した場合はどうなりますか？

【回答11】 辞退等届(様式第10号)に必要事項を記入の上、提出してください。併せて、借用証書(様式第15号)及び返還届(様式第16号)に連帯保証人の印鑑登録証明書を添えて提出いただくとともに、貸与した全額を返還していただきます。

【質問12】 学校を休学した場合はどうなりますか？

【回答12】 辞退等届(様式第10号)に必要事項を記入の上、提出してください。休学した場合は休学している期間の貸与を休止し、復学後に貸与再開となります。

【質問13】 どのくらい勤務をしたら返還免除になるのですか？

【回答13】 看護師養成施設を卒業後、引き続き千葉市立病院において修学資金の貸与を受

けた期間に相当する期間、看護師の業務に従事する（その期間のことを「業務従事期間」といいます。）と免除となります。ただし、業務従事期間から控除する（業務従事期間に含めない）下記の事由などが発生した場合には、速やかに返還猶予の再申請を行ってください。

《業務従事期間から控除する（業務従事期間に含めない）もの》

1か月以上となる下記の休職、停職、休業、休暇については業務従事期間から控除します。

- (1) 休職（業務に起因する休職を除く。）
- (2) 停職
- (3) 育児休業
- (4) 自己啓発等休業
- (5) 配偶者同行休業
- (6) 病気休暇
- (7) 特別休暇のうち産前・産後休暇
- (8) 介護休暇

《勤務時間数をフルタイム勤務時間数に換算して業務従事期間とするもの》

育児短時間勤務職員については、業務従事期間に、それぞれの勤務時間・勤務日数に応じた下記の換算比率を乗じたものを業務従事期間とします。

- (1) 1日4時間勤務 及び 週2日と半日（4時間）勤務の換算比率 1 / 2
- (2) 1日4時間45分勤務 及び 週3日勤務の換算比率 3 / 5

$$\text{返還免除額} = \{(\text{業務従事期間} \times \text{換算比率}) / \text{貸与を受けた期間}\} \times \text{貸与総額}$$

【質問 14】 返還方法はようになりますか？

【回答 14】 貸与を受けた全額を一括もしくは、月賦または半年賦の均等払方式で返還していただけます。また、繰上げ返還も可能です。

なお、返還はすべて指定銀行の窓口での納付のみとなり、口座からの自動引落とし等は出来ませんのでご注意ください。

【質問 15】 氏名や住所などに変更があった場合はどうしたらいいですか？

【回答 15】 氏名住所等変更届（様式第23号）に必要事項を記入し、必ず提出してください。各届出、申請の際に新しい氏名や住所を記載しただけでは変更の手続きとはなりませんのでご注意ください。その際、氏名・住所の変更は住民票も添付してください。